

「こんなとき、あつてよかったマイナンバーカード」

平成 28 年 1 月から利用が始まったマイナンバーカードですが、持つことで様々なメリットがあります。今後も様々な場面でカードが使えるようになっていきますので、この機会にマイナンバーカードを作りましょう！

○マイナンバーカードのメリット

①マイナンバーを 1 枚で証明できる

マイナンバーの提示が求められる次の場面でカード 1 枚で証明できます（※）

- ・就職やアルバイトを始める際に勤務先へ
- ・個人事業主の方が報酬を受けた場合、契約先へ
- ・預貯金口座の開設時に金融機関へ 等

（※）マイナンバーカード以外で証明する場合は、マイナンバーの入った住民票などを用意する必要があります。

②コンビニで住民票などが取得できる

仕事などで平日昼間に市町村窓口に行けない場合でも、コンビニで、夜間や土日取得できます。毎日 6：30～23：00 まで利用できます。

※一部市町村では利用できません。詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。

③行政手続きがオンラインでできる

- ・毎年の児童手当の現況届や保育園の利用認定申請
- ・所得税の確定申告 等

※一部市町村では利用できません。詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。

④健康保険証として利用できる（R3.10 までに本格運用予定）

- ・転職や引越をしても、保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診できます。
- ・本人が同意すれば、医師と服薬履歴や特定健診の情報が共有でき、病歴を考慮するなど、より良い医療が受けられたり、お薬手帳を持ち歩く必要がなくなります。
- ・確定申告の際、カードがあると、医療費情報が自動で入力されるので、医療費控除が簡単になります。

⑤運転免許証として利用できる（R6 年度末予定）

- ・免許更新時の書類提出や講習がオンラインでできるようになります。

○マイナンバーカードの作り方（申請方法）

- ・紙による申請の他、スマートフォンやパソコンでも申請できます。
- ・申請は簡単で、スマートフォンを使えば、5 分程度で済みます。

※詳しい申請方法は、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。

URL ⇒ <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※お問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

メリットいっぱい! マイナンバーカード

1

本人確認書類になる!

- ・ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
- ・旧姓(旧氏)の併記ができる!
- ・行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!

2

コンビニで各種証明書が取得できる!

市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!

※市区町村によってサービスが異なります。
※毎日6:30~23:00。

3

健康保険証としても使える!

- ・対応する医療機関・薬局は、順次拡大!
- ・あなたの同意のもと、医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能に!
- ・手続きをしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要に!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。

4

オンラインで行政手続!

- ・子育てなどに関する手続もオンラインで!ワンストップで!
※市区町村によってサービスが異なります。
- ・マイナンバーカードを使って、e-Taxがもっとベンリに!

5

民間のサービスでも使える!

- ・オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などに使える!書類郵送などの手間がかからない!
- ・職員証としての利用も!

6

「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに!

マイナポータルを使えば...

- ・行政機関などが持つあなたの情報を確認できる!
- ・行政機関などからのお知らせを受け取れる!

さらに、これからは!

- ・今後、あなたの特定健診情報^{※1}、薬剤情報、医療費通知情報^{※2}が確認できるようになる!
- ・確定申告の医療費控除^{※3}がカンタンに!

※1...10月までに順次閲覧できるようになります。
なお、保険者により開始時期が異なります。

※2...薬剤情報は2021年10月(予定)から。
医療費通知情報は2021年11月(予定)から。

※3...2021年分所得税の確定申告(予定)から、マイナポータルを通じて2021年9月以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

ますますベンリに!
マイナンバーカード!

スマホにカード機能が搭載!

※2022年度中(予定)

運転免許証と一体化!

※2024年度末(予定)



◀ マイナンバーカード読取対応機種も拡大中!



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。
マイナンバーの利用範囲は、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・提供した場合、刑事罰が科せられることもあります。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられていますよ。



Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。
個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの？

A. ICチップには税や年金などの大事な情報は入っていません！

マイナンバーカードのICチップに入っているものは、住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。

マイナちゃんからのアドバイス★

健康保険証として使用しても、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはないよ！



Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか？

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。
マイナンバーを使う手続では、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるので、マイナンバーの確認と本人確認が1枚でできるよ！



Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの？

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。
マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。

マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ！



Q. マイナンバーカードを落としたら悪用されない？

A. セキュリティ対策は万全です！

マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、他の人は使えません。また、暗証番号は一定回数間違えると、カードの機能がロックされるようになっています。万が一落としてしまっても、24時間365日体制のマイナンバー総合フリーダイヤルで、マイナンバーカードの一時利用停止ができます。

マイナちゃんからのアドバイス★

キャッシュカードの感覚で持ち歩いて大丈夫だよ！失くさないように注意してね。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイ ナ ン バ ー

受付時間
平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

●一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問い合わせ

050-3816-9405

●英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>



「マイナンバーってどんなときに使うの？」にお答えします！

マイナンバー まるわかりガイド

保存版

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します！

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

行政の
効率化

公平・公正な
社会の実現



内閣府

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

あなたの人生のなかで、マイナンバーを提供するときって、たくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をご用意ください。



マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲(社会保障・税・災害対策分野)に限定されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

マイナンバー提供時に必要な書類の例

- (例1) マイナンバーカード(番号確認と本人確認)
- (例2) 通知カード(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)
- (例3) 個人番号が記載された住民票の写しなど(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)

※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。
※通知カードについては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に使用できます。

情報連携でますます便利に！

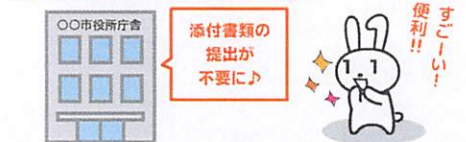
行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続の際に添付書類の準備や提出が不要になります。忙しいあなたもこれで安心！

これまででは、書類をもらいにあちこちへ……

- 〇〇の申請にはB機関で発行する△△の書類が必要です。
- △△の発行にはC機関で〇〇の証明書をもらってきてください。
- 〇〇の申請はA機関で行なっていますが、A機関へ行って下さい。



マイナンバー制度で添付書類の省略が実現！



※手続によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。各種手続を行う際は、各行政機関等の案内を必ずご確認ください。

これ1枚でOK! マイナンバーカード

公的な本人確認書類になり、1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができる！

公的な本人確認書類に！



顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続に！ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに利用可能！



ICチップは民間でも利用可能！

マイナンバーカード1枚でこれだけできる！

- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請もできる！
- ・コンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる市区町村も！
- ※市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・健康保険証として利用できる！対応する医療機関・薬局は順次拡大！
- 今後、運転免許証との一体化も！(2024年度末(予定))

スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続ができる！「マイナポータル」

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続を行ったり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna.go.jp/>



▲マイナポータルはこちら



マイナポータルではこんなことができます！

- ① 自宅のパソコンやスマホから本人の個人情報が確認できる！
- ② 保育所等の入所申請や、児童手当の申請などの行政手続がオンラインでできる！
- ③ 今後、あなたの特定健診情報^{※1}、薬剤情報、医療費通知情報^{※2}が確認できるようになる！



【注意事項】

- ・①②は、市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・ご利用の際には、「マイナポータルAPのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です(一部のサービスを除く)。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダー、またはスマートフォンが必要です。
- ・スマートフォンでのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応している機種に限りがあります。
- ・パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方もご利用いただけるように全国の市区町村に専用端末を設置しています。

- ※1… 2021年10月までに順次閲覧できるようになります。なお、保険者により開始時期が異なります。
- ※2… 薬剤情報は2021年10月(予定)から。医療費通知情報は2021年11月(予定)から。
- ※3… 2021年分所得税の確定申告(予定)からマイナポータルを通じて2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。